

大阪府森林組合南河内支店と高野山大学との連携協力に関する協定書

大阪府森林組合南河内支店（以下「甲」という。）と高野山大学（以下「乙」という。）とは、教育等の分野において連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、教育・研究等の分野において連携、協力することにより、教員養成の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携、協力をするものとする。

- (1) 教員養成に関すること
- (2) 教育・研究及び林業振興に関すること
- (3) 林業を通じた地域活性化に関すること
- (4) 生涯教育の振興に関すること
- (5) その他、両者で合意された事項

（連絡窓口）

第3条 前条に掲げる事項を円滑かつ効率的に進めるために、甲と乙はそれぞれ窓口を設置し、協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については甲乙合意の上決定するものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって改廃の申し入れをしないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携、協力に関して必要な事項については、甲と乙で協議し、決定するものとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

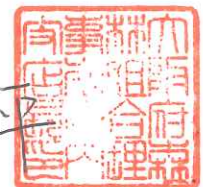
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成30年11月6日

甲：大阪府森林組合南河内支店

理事支店長

堀切 修平



乙：高野山大学

学長

乾 龍仁

